

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における省エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要素	区分	配点	
① 令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上	0.425 未満	70
	0.425 以上	0.450 未満	65
	0.450 以上	0.475 未満	60
	0.475 以上	0.500 未満	55
	0.500 以上	0.525 未満	50
	0.525 以上	0.550 未満	45
	0.550 以上	0.575 未満	40
	0.575 以上	0.600 未満	35
	0.600 以上		0
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上		20
	5.00 %以上	10.00 %未満	15
	2.50 %以上	5.00 %未満	10
	0 %超	2.50 %未満	5
	活用していない		0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

（1） 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるよう

に電力を供給するよう努めるものとする。

- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。